

別紙

諮問第622号、第623号、第637号～第640号、第651号～第654号、第657号、第667号～第674号、第676号～第680号、第682号、第683号、第685号、第687号～第696号、第699号～第701号、第703号、第710号

答 申

1 審査会の結論

別表に掲げる本件開示請求1から42まで（以下「本件各請求」という。）については、権利の濫用として本来却下すべきものであるが、不存在を理由として非開示とした決定並びに対象保有個人情報を特定して非開示とした決定、一部開示とした決定及び開示とした決定は、いずれも取り消すべきものとは認められない。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件各請求に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づき、審査請求人が行った本件各請求に対し、東京都知事が行った別表に掲げる非開示決定、一部開示決定及び開示決定（以下「本件各決定」という。）について、それぞれその取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

本件各決定の取消しを求める。

開示決定を受けた文書については、自分の求めている情報ではないため、開示請求者の求める情報が記載された文書の開示を求める。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 別表に掲げる各非開示決定（不存在）について

本件各請求個人情報について、実施機関では作成及び取得していないため、それぞれ不存在による非開示決定を行った。

(2) 別表に掲げる各非開示決定及び各一部開示決定について

本件各対象保有個人情報には、個人情報保護条例16条2号、同条4号又は同条6号の非開示情報が含まれるため、それぞれ非開示決定又は一部開示決定を行った。

(3) 別表に掲げる各開示決定について

本件各対象保有個人情報の特定は妥当であり、実施機関では、本件各対象保有個人情報以外に審査請求人の請求趣旨に合致すると解される文書は作成及び取得していない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
別表のとおり	諮問
令和 元年 6月26日	新規概要説明（第198回第一部会）
令和 元年 7月17日	審議（第199回第一部会）
令和 元年 9月26日	審議（第200回第一部会）
令和 元年10月29日	審議（第201回第一部会）

令和 元年 11月 19日	審議（第202回第一部会）
令和 元年 12月 11日	審議（第203回第一部会）
令和 2年 1月 30日	審議（第204回第一部会）

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

別表に掲げる各諮問については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が同様であることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 本件請求個人情報及び本件対象保有個人情報について

実施機関は、本件審査請求に係る各請求個人情報については、別表に掲げる情報と解して、それぞれ不存在を理由とする非開示決定を行い、各対象保有個人情報については、別表に掲げる情報と特定して、同表のとおり非開示決定、一部開示決定及び開示決定を行った。

ウ 審査請求人に係る開示請求等の経過について

審査会が事務局をして、実施機関に対し、審査請求人に係る開示請求等の経過について聴き取りを行い、また、開示請求書、審査請求書及び関係書類を見分したところ、下記（ア）から（カ）までに記載の事実が認められた。

（ア）開示請求及び審査請求の件数並びに対応時間について

審査請求人は、平成28年度から実施機関における複数の部局に対して、個人情報保護条例に基づく保有個人情報の開示請求及び訂正請求を多数行っており、それらに対する決定の多くについて審査請求を行っている。東京都情報公開条例

(平成11年東京都条例第5号。以下「情報公開条例」という。)に基づく開示請求及び審査請求についても、同様の状況となっている。

審査請求人が、個人情報保護条例に基づいてこれまでに行った開示請求に対する開示決定等の件数は、平成28年度から平成30年度までの合計で127件に及び、これを年度別にみると、平成28年度は10件、平成29年度は47件、平成30年度は70件となっている。同期間における情報公開条例に基づくものも合計すると、157件にも及ぶものとなっている。

また、審査請求人が平成28年度から平成30年度までに行った審査請求の件数は、個人情報保護条例に係る決定に対する審査請求の件数が68件、情報公開条例に係る決定に対するものの件数が17件で、合計85件となっている。

さらに、審査請求人が個人情報保護条例に基づいて行った開示請求や審査請求の対応について、実施機関から提出された記録を見分したところ、それぞれについて約32時間を要した事案の存在が確認され、その他の事案については、開示請求には1件当たり少なくとも2時間以上、審査請求には少なくとも4時間以上の対応を要した実態が認められた。

(イ) 開示請求内容及び審査請求理由について

審査請求人の開示請求内容及び審査請求理由を確認したところ、第三者が審査請求人の意に沿わない行動をとったことに関するもののほか、審査請求人の意に沿わない事案等に関して、それらに対する不平不満を主張し、又はそれらがなぜ生じたかの説明を要求する請求が多数存在した。

また、審査請求人は意に沿わない第三者の行動や事案等について、「ゴミ屑チンピラ」や「パワー・ハラスメント行為」などと表現し、それを前提とした開示請求を複数行っていることが確認された。

さらに、審査請求人は、「〇〇に関する全ての個人情報・資料」などと記載することにより、審査請求人本人の個人情報ではないものについて、保有個人情報の開示請求を行っていることも確認された。

(ウ) 開示請求に付随する審査請求人の言動について

実施機関の説明によると、審査請求人は、開示請求を行う際に開示請求書を

提出するだけでなく、開示請求に対応する職員に「バカ」「ボケ」等の悪態をつき怒鳴りつける、特定の職員に対して「税金泥棒」「ゴミクズ公務員」等の誹謗中傷を大声で発することがあった。加えて、開示請求に係る決定通知書等の送付を受けた後、郵送では書類を受け取らない旨主張して、郵送された内容物を確認することもなく、それらを実施機関の職員に対して投げつけて返すなどの行為を行っていたため、実施機関が審査請求人に窓口で対応する時間についても、正常な業務の妨げになるほど著しく長くなっていたとのことである。

また、実施機関は、審査請求人の上記の行動を踏まえて、審査請求人に対して公務の妨げになることを理由に執務室からの退去命令を出したこともあったが、審査請求人はそれに従わず、駆けつけた警備担当や警察官に対して暴言を吐き、悪態をつくなどの状況があったと説明する。

審査会が関係書類を見分したところ、これらの態様に係る記録の存在が確認された。

(エ) 開示請求時における補正拒否等の状況について

実施機関の説明によると、審査請求人の開示請求書の記載内容は、非常に冗長なものとなっており、また、請求内容の主要部分は「職務怠慢対応についての全ての個人情報・資料」や「パワー・ハラスメント行為に関する全ての個人情報・資料」など、請求内容が容易に理解し難いものとなっている。そのため、実施機関は審査請求人に対し、開示請求に際して情報の特定に必要な事項を記載するに当たり不要な表現は省き、請求内容が明確となるように補正を求めており、補正に応じない場合は却下となり得ることも説明していたが、審査請求人は十分に特定できる内容であると主張してその求めに応じず、むしろ激高するような態度をとっていたとのことである。

この点について、審査会はこれまでに、審査請求人に係る他の事案において、開示請求を行う際は、個人情報保護条例13条1項2号の趣旨に沿い、請求に係る保有個人情報を的確に提示するよう求めているところである。

(オ) 閲覧の状況等について

実施機関の説明によると、実施機関が開示決定通知書等を審査請求人に郵送し

ても、受取を拒否して実施機関に返却し、内容物を確認しない状態のままとなっているため、当該決定に係る対象保有個人情報について、閲覧に至っていないものが複数存在することである。

また、審査請求人はトラブルが生じた際に、「今日のやり取りも開示請求してやるからな。」と発言しており、さらに、開示請求に対する決定内容が不服であった際に、「審査請求を3か月待ってやるからそれまでに意に沿う回答をせよ。」との発言もあったとのことであった。

その他にも、審査会が事務局をして、実施機関から提出を受けた理由説明書の写しを複数まとめて審査請求人に郵送したところ、審査請求人は、内容物が理由説明書の写しであることは承知の上で、複数まとめてではなく小分けにして送付するよう事務局に対して主張して理由説明書の写しを返却する、という事実があったことも確認された。

(カ) 同一の請求個人情報に関する複数の請求について

審査請求人は、開示請求に係る個人情報を作成及び取得されていないことを理由とした非開示決定に対して、審査請求を行っている。その一方で、請求個人情報が作成及び取得されていないと結論付けることとなった調査方法に関して、審査請求人がその審査請求とは別に保有個人情報の開示請求を行っているものが複数存在することが確認された。

エ 本件各請求について

(ア) 個人情報保護条例の趣旨について

個人情報保護条例1条は、「保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利」を明らかにするとともに、条例の目的が「都政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護すること」にある旨を規定しており、この目的を達成するため、個人情報保護条例12条以下で、何人に対しても、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を認めている。

(イ) 権利の濫用について

個人情報保護条例における保有個人情報の開示請求等の権利は、個人の権利利益を保護する観点から最大限尊重されるべきものであるが、その権利は無制限ではなく、個人情報保護条例1条において「都政の適正な運営を図りつつ」とされているとおり、適正に行使されなければならないことは明らかである。

したがって、外形上は権利の行使のように見えるが、具体的事案に即してみると、条例によって設けられた制度の趣旨目的から明らかに逸脱していると解される場合については、正当な権利の行使、制度の利用として是認することはできず、権利の濫用と解すべきである。

(ウ) 本件各請求の権利濫用該当性について

a 開示請求の内容について

審査請求人の開示請求の多くは、審査請求人の意に沿わない第三者の行動や事案等に関するものであり、それらの請求内容を精読すると、審査請求人が開示請求や審査請求を用いて、自身の処遇について不平不満を述べる目的や、第三者等に説明を要求する意図が推察される。審査請求人の一方的な評価を前提とした請求については、対象となる保有個人情報はおよそ不存在であることが明らかであるにもかかわらず、あえて開示請求を行っているものといえる。

審査請求人の開示請求は、その内容が不明瞭なものが大量に存在するところ、開示請求に当たっては個人情報保護条例13条1項2号の趣旨に沿い、開示請求者は請求に係る保有個人情報を的確に提示することが求められている。実施機関は審査請求人に対して、対象となる情報の特定に向けて補正を求めているものの、審査請求人は補正の求めに応じていないとのことであり、開示請求権を行使する上で上記義務を履行していないものと評価される。

さらに、審査請求人は、「〇〇に関する全ての個人情報・資料」などの記載をすることで、本来的には請求人自身の個人情報ではないものについても、保有個人情報に関する開示請求の体裁をとった請求を行っていた。

b 開示請求の態様について

審査請求人は、開示請求の都度、開示請求書の提出に加えて職員に対する誹謗中傷を行っていたとのことであり、審査請求人が開示請求の場を、対応する

職員に対する一方的な苦情を主張する場として利用している状況が認められる。

また、審査請求人は、実施機関から決定通知書等が送付されても一切内容を確認しないばかりか、実施機関に投げつけて返すということを行っており、その結果、開示や一部開示の決定があった保有個人情報について閲覧を行うに至らない請求も存在していることを踏まえると、審査請求人が請求に係る個人情報を真に必要としているとは認め難いものとなっている。

加えて、審査請求人は、実施機関による不存在を理由とする非開示決定の多くに対して審査請求を行うとともに、当該非開示決定を結論付けたことに関して保有個人情報の開示請求を別途行うなど、際限なく繰り返すことが可能となり得る請求を行っており、個人情報保護条例上の開示請求や行政不服審査法（平成28年法律第68号）に基づく審査請求制度が本来予定していないような使われ方がなされている状況が存在している。

c 業務への支障について

前出の連鎖的な開示請求をほのめかす発言等とあいまって、審査請求人は自身に関与した多数のトラブルに関してそれらの記録について開示請求を行うなど、審査請求人には実施機関の円滑な業務遂行を妨害する意思があったことがうかがわれ、あるいは審査請求人が自身の権利利益の保護を目的とせず、その真意を測りかねる開示請求が多数存在するところとなっていた。

また、前記のとおり、審査請求人による個人情報保護条例に基づく開示請求及び審査請求は、窓口対応、開示請求及び審査請求それぞれの対応に多大な時間を要するだけでなく、その件数も膨大なものとなっている。情報公開条例に基づく請求についても同様の状況であることも踏まえると、審査請求人の開示請求及び審査請求は、対応する実施機関の円滑な業務遂行に著しい支障を生じさせていたと認められる。

d 以上のとおり、審査請求人には、本人の権利利益の保護にとって、その必要性が疑われる開示請求を大量に繰り返し行っている事実が存在するところ、それらの審査請求人の開示請求等に対し、実施機関は誠実な対応に努めているものと認められる。その一方で、多数の開示請求や審査請求、それにまつわる多

くの誹謗中傷や暴言、補正の求めへの非対応といった、開示請求を行う者として許容し難い言動の数々により、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている状況が確認された。

上記のような状況においては、開示請求等の権利が最大限尊重されるべきであることを考慮したとしても、審査請求人による本件各請求は、もはや個人情報保護条例に基づく制度の趣旨目的を逸脱したものといわざるを得ず、審査会としては、権利の濫用であると解し、その情報の存否、開示の可否等を判断するまでもなく、請求を却下すべきであると判断する。

オ 本件各決定の妥当性について

本件各請求については、前記で判断したとおり権利の濫用として本来却下すべきものであったため、本件各決定はいずれも取り消すべきものとは認められない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、寺田 麻佑